

とみさと市民活動サポートセンター  
公式ソーシャルネットワーキングサービスの運用に関する要綱

(平成28年2月1日告示第12号)

改正 平成28年11月22日告示第191号 令和3年3月31日告示第66号  
令和5年3月14日告示第32号

(目的)

第1条 この要綱は、とみさと市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）がインターネットを介して市民等への情報提供、取得及び双方向でのコミュニケーションを図る媒体として活用するソーシャルネットワーキングサービスFacebook（以下「フェイスブック」という。）及びInstagram（以下「インスタグラム」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスをいう。
- (2) インスタグラム スマートフォン端末を使い、インターネット上で写真や動画を共有できるサービスをいう。
- (3) コンテンツ フェイスブック上及びインスタグラム上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。
- (4) とみさと市民活動サポートセンター公式フェイスブックページ サポートセンターがフェイスブック上に設置し、コンテンツを投稿したページをいう。
- (5) とみさと市民活動サポートセンター公式インスタグラムページ サポートセンターがインスタグラム上に設置し、コンテンツを投稿したページをいう。
- (6) アカウント とみさと市民活動サポートセンター公式フェイスブックページ及びインスタグラムページ（以下「公式ページ」という。）を設置及び運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(運用管理者及び運用担当者)

第3条 公式ページの適正かつ円滑な運用を図るため、総務部市民活動推進課

長を公式ページ運用管理者（以下「運用管理者」という。）とし、公式ページの運用に関する管理を行うものとする。

2 運用管理者の所掌事務は、サポートセンターが所管する事務事業に関する次に掲げる事項とする。

- (1) コンテンツの作成、修正及び削除に関すること。
- (2) コンテンツ発信における調整に関すること。

3 総務部市民活動推進課に所属する職員及びサポートセンタースタッフのうち運用管理者が指定する者を公式ページ運用担当者（以下「運用担当者」という。）とし、運用管理者の許可を受け、アカウントの管理及びコンテンツの投稿を行うものとする。

4 運用担当者の所掌事務は、サポートセンターが所管する事務事業に関する次に掲げる事項とする。

- (1) コンテンツの作成、修正及び削除に関わる総合調整に関すること。
- (2) 情報の収集及び提案に関すること。

（アカウント）

第4条 フェイスブック上及びインスタグラム上で運用するアカウントは、とみさと市民活動サポートセンターとする。

（設定）

第5条 運用管理者は、成りすましによる誤情報の流出を防ぐため、公式ページと富里市公式ホームページにリンクを明示し相互性を持たせるものとする。

（運用管理者の責務）

第6条 運用管理者は、公式ページを適正に運用するため、次のいずれかに該当する情報を、掲載してはならない。

- (1) 法令等に反する情報
- (2) 事実に反する情報や利用者に誤解を与えるおそれのある情報
- (3) 公序良俗に反する情報
- (4) 特定の個人又は法人等の第三者をひぼう中傷し、名誉を毀損する内容の情報
- (5) 特定の政治若しくは政党等、思想又は宗教に対する支持又は不支持を表明する内容の情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公式ページの運営に支障が生じるおそれのある情報

（個人情報の制限）

第7条 作成するコンテンツにおいて、個人情報に関わる内容については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に基づき、次

に定めるところにより行うものとする。

- (1) 市民等の個人名が画像、映像又は音声に含まれる場合は、必要最小限にとどめること。
- (2) 市民等の個人を識別できる情報が画像、映像又は音声に含まれる場合は、当該本人の不利益にならないことが明らかな場合を除き削除すること。
- (3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として画像、映像又は音声に含まれないこと。

2 前項の規定にかかわらず、個人を特定できる画像等を掲載する場合において当該本人から承諾を得ているときは、この限りでない。

(著作権等の取扱い)

第8条 運用管理者は、公式ページを適正に運用するため、次の事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 作成するコンテンツにおいて、著作権の市への帰属を確認し、争議に発展するおそれのある部分については、これを除外すること。
- (2) 他者が著作権を有する著作物を利用する場合は、公式ページの利用についての使用許諾を得るとともに、第三者による複製、引用等に関しての注釈をコンテンツ上に表示すること。
- (3) 人物の映像等を使用する場合は、肖像権を侵害しないこと。

(運用ガイドライン)

第9条 フェイスブック及びインスタグラムの運用に関する基準については、それぞれ運用ガイドラインにより定める。

(運用の中止等)

第10条 運用管理者は、公式ページの運用において何らかの理由により不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、内容の変更や削除等を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年11月22日告示第191号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第66号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第32号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。